

(平成23年6月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額（32 万円）であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を 32 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、有限会社Aに経理事務担当として勤務していたが、申立期間の標準報酬月額が 32 万円から 11 万円に引き下げられている。

申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する 32 万円と記録されていたところ、有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 13 年 12 月 1 日）の後の同年 12 月 4 日付けで、同年 7 月 1 日に遡及して 11 万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間当時、有限会社Aの経理事務担当者であったところ、「会社の厚生年金保険料の滞納について社会保険事務所から呼出しを受けたが、代表取締役が行方不明となったため、やむを得ず一人で出向いた。社会保険事務所の担当者から、私の標準報酬月額を遡及して減額訂正するように求められ、役員ではない私の分をどうして下げるのかと口論になったが、私の年金額には影響が無いとのことだったので、代表取締役に代わり、訂正処理の書類に押印した。」と供述している。

しかしながら、閉鎖登記簿謄本により、申立人は、有限会社Aの取締役ではないことが確認できる上、当時の同僚は、「申立人はあくまでも経理事務担当者であり、会社の経営に関与するような立場ではなかった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において申立人の申立期間について遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月

額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 32 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成14年4月1日から15年3月25日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額（41万円）であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月1日から15年8月27日まで
有限会社Aに係る申立期間の標準報酬月額が大幅に引き下げられているが、当時の給与の金額はそれ以前とほとんど変わらなかったと記憶しているので、調査してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する41万円と記録されていたところ、平成15年3月26日付けで、14年4月1日に遡及して9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、有限会社Aの元事業主についても、申立人と同様に、平成15年3月26日付けで14年4月1日に遡及して標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、有限会社Aは、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主は当時の資料を保管しておらず、高齢のため当時の記憶も曖昧となっており、当時の状況を確認することができないものの、当時の別の社員は、「平成13年頃から会社の経営状態は思わしくなく、次々と社員が辞めていった。」と述べており、申立人の妻は、「夫が勤務していた期間の後半は会社が経営に行き詰まっていたようで、給料を何回かに分けてもらった記憶がある。」と述べていることを踏まえると、当時、同社では、厚

生年金保険料の滞納があったことがうかがえる。

一方、有限会社Aの登記簿謄本から、申立人は、同社の取締役ではないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成15年3月26日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、社会保険事務所において当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成14年4月から15年2月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、上記の訂正処理を行った平成15年3月26日以降の同年3月から同年7月までの期間の標準報酬月額については、公共職業安定所が保管する支給台帳全記録照会によると、申立人が有限会社Aを離職した日の直前6か月間の給与総支給額から算出された離職時賃金日額が「3,333円」となっており、当該離職時賃金日額から報酬月額を算出すると「9万9,990円」となることから、申立人が同社を離職した同年8月26日以前の6か月間の1か月当たりの報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（9万8,000円）と合致している。

このほか、申立期間のうち、平成15年3月26日以降の期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成15年3月26日から同年8月27日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年12月から59年3月までの期間及び59年9月から平成元年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年12月から59年3月まで
② 昭和59年9月から平成元年4月まで

私は、申立期間①及び②について、会社を退職した後、A市町村役場で国民健康保険の加入手続をした時に国民年金の加入を指示され、隣の庁舎の1階の年金課で加入手続をした。その後、納付書が送られてきて、銀行で現年度納付したと記憶している。

申立期間の国民年金保険料を納付したはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「株式会社Bを退職した後、A市町村役場で国民年金の加入手続を行い、送付されてきた納付書で保険料を納付した。」と主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和59年7月3日であり、46年*月*日に遡及して資格を取得していることが確認できることから、申立期間①当時、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間①の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立期間②について、申立人は、「C株式会社を退職した後、A市町村役場で国民年金の加入手続を行い、送付されてきた納付書で保険料を納付した。」と主張しているところ、上記の昭和59年7月3日に払い出された国民年金手帳記号番号により管理された申立人の国民年金の加入記録は、46年*月*日に資格を取得し52年11月11日に資格を喪失した記録、及び53年12月5日に資格を取得し59年4月1日に資格を喪失した記録以外には無いことが確認でき、申立期間②については、平成3年7月24日に払い出された別の手

帳記号番号により、昭和46年*月*日に遡及して資格を取得していることが確認できることから、申立期間②当時、申立人はいずれの手帳記号番号においても国民年金に未加入であり、申立期間②の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するためには、上記の二つの国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 10 日から 40 年 4 月 25 日まで

私は、申立期間について、A株式会社勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人は、申立期間当時、A株式会社勤務していたことが推認できる。

しかしながら、複数の同僚は、「A株式会社では、入社後すぐには厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と証言している上、オンライン記録から、厚生年金保険の資格を取得した時期が、それぞれの記憶する入社日から最短でも6か月後、最長では7年後となっていることが確認できる。

また、上記同僚のうちの二人は、「厚生年金保険に加入するまでは、厚生年金保険料を給与から控除されることはなかった。」、「厚生年金保険に加入する前の期間は、国民年金に加入し保険料を納付していた。」と述べている。

さらに、A株式会社は、昭和 46 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び事務担当者は既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

加えて、A株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 8 年 8 月 1 日まで
申立期間当時は、株式会社AのB支店の管理職だったので、給料が変動することはなかったが、標準報酬月額が、44 万円から 34 万円に大幅に下がっている。
申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時は管理職だったので、給料が変動することはなかったが、申立期間の標準報酬月額が大幅に下がっていることに納得できない。」と主張している。

しかしながら、A株式会社では、「当社が保管する人事記録及び辞令控から、申立人が管理職（課長代理）に昇任したのは平成 8 年 4 月 1 日付けであることが確認できる。また、当社が保管する 7 年 10 月 1 日（定時決定）の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書から、申立人の標準報酬月額が 44 万円から 34 万円に引き下げられていることが確認できるが、その理由は時間外手当の減少によるものと考えられる。」と回答している。

また、申立期間当時、株式会社AのB支店が加入していたC健康保険組合の記録を確認したが、申立人の申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 1058

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から同年10月1日まで
私は、学校を卒業後、昭和19年4月1日にA株式会社B支店に入社し、入社と同時にC事業所に入った。
申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管する人事記録により、申立人は、昭和19年4月5日から20年3月31日まで、A株式会社B支店C事業所に入所していたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及びA株式会社B支店に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を含む25人の資格取得日は昭和19年6月1日となっていることが確認できる上、このうちの一人が所持する当時の厚生年金保険被保険者証には、資格取得年月日として「昭和19年6月1日」と記載されていることが確認できる。

また、申立人及び当時の複数の同僚は、A株式会社B支店C事業所における業務内容について、「業務に関する基礎知識の学習及び実習などであった。途中で現場に配属になった者はいなかった。」と述べていることを踏まえると、申立人が労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）の対象となる筋肉労働者として勤務していたとは認められず、厚生年金保険法（昭和19年法律第21号）に基づき、一般労働者が年金制度の対象とされた昭和19年6月1日に、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得していることに不備はみられない。

さらに、厚生年金保険法附則第1条、第3条及び第5条の規定に基づき、

保険料徴収及び保険給付の対象となるのは、昭和 19 年 10 月 1 日以降の期間とされていることから、同年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間については、保険給付の対象となる被保険者期間とは認められない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。